

役場が5のお知らせ

電話
役場 72-0450
ふれあいセンター 73-0811
農業センター 73-0978

狩猟免許試験のデータ案内

農閑期である冬期の狩猟免許試験が実施されます。

【受験料】 初心者5,200円

一部免除者3,900円

【申請書配布場所】 県庁鳥獣対策課、各地区獣友会、役場産業建設課産業班

【申請方法】 受験日の10日前までに県庁鳥獣対策課へ郵送または持参してください。

問い合わせ先 : 県庁鳥獣対策課

☎ 088-823-9039

試験日時	免許の種類	会 場
平成23年1月14日(金) 午前10時~	第一種銃獵 第二種銃獵	県立ふくし交流プラザ (高知市朝倉戊375-1、 県交通バス朝倉第二小学校前下車)
平成23年1月15日(土) 午前10時~	わな獵網	または産業建設課産業班 北窪

【その他】

事前講習会については高知県獣友会(☎ 088-823-1036)にお問い合わせください。

農地を探している方、今すぐアクセス！

高知県農業公社では、売りたい、貸したいと思っている農地や園芸ハウスなどを所有している方が農業公社が情報を集め、パソコンや携帯電話を使って、経営規模を拡大しようとする方意ある農業者や、農業を始めようとする方へ情報を提供しています。また、借り受ける（購入する）農地が耕作放棄地の場合、国や県の補助金を利用することで再生作業が最大自己負担なしで実施できます。なお、国や県の耕作放棄地対策補助金には一定の要件がありますので、事前にお問い合わせください。

問い合わせ先 : 高知県農業公社

☎ 088-823-8618

または大豊町担い手育成総合支援協議会
(産業建設課産業班)

農業公社ホームページ
<http://www.kochi-apc.or.jp>

携帯電話の使い方教えます

現在、大豊町見守りネットワーク事業で携帯電話の貸与を行っており、多くの方にご利用いただいております。また、貸与されていなくとも携帯電話をお使いの方は多くいらっしゃると思います。

問い合わせ先 : 高知県農業公社

☎ 088-823-8618

そこで、携帯電話の使い方でお困りの方を対象に、勉強会を実施しますので、ぜひご参加ください。グループ単位で、指定していただいた場所へお伺いして実施しますので、グループの代表者を決めていただき、電話でお申し込みください。

問い合わせ先 : 住民課福祉班 小松

相続または贈与等に係る生命(損害)保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いの変更についてこのたび、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となつた部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。

そこで、このような年金に係る税務上の取り扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなつてている方につきましては、その納めすぎとなつてている所得税が還付となります。

なお、国や県の耕作放棄地対策補助金には一定の要件がありますので、事前にお問い合わせください。

お手数をおかけしますが、必要なお手続き(更正の請求または確定申告など)をしていただきますようお願いいたします。この取り扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページをご覧いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早めのお手続きをお願いします。

※ 平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる限りとなりますので、お早めのお手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかつた方も対象となります。

女性への暴力は人権侵害です

11月12日(金)～25日(木)は、「女性に対する暴力をなくする運動」の実施期間です(11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」)。暴力は、いかなる場合も、決して許されるものではありません。万が一、あなたが配偶者などから暴力を受けていたときには、一人で悩まずに、女性相談支援センターに相談してみませんか。相談することで問題解決の第一歩を踏み出しましょう。

▼女性相談支援センターの相談電話

☎ 088-823-0783

平日9時～22時 土・日・祝日9時～20時
(年末年始は休みます)

警察では、DVなどの相談を24時間受け付けています。

相談のある方は、最寄りの警察署または警察本部の総合相談係(#9110または☎ 088-823-9110)まで気軽に相談してください。

最低賃金改正のお知らせ

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改定し、10月27日から施行することとなりました。この決定により、10月27日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間642円以上としなければなりません。

問い合わせ先 : 高知労働局賃金室

☎ 088-8855-6024



【内 容】 内容は複数の女性の権利問題を含む。

【電話番号】 ☎ 0570(070)-810

【人 権 摠 護 課】 人権擁護課

古い電話帳の回収にご協力ください

NTTグループでは、地球に優しい取り組みとして、新しい電話帳をお届けする際に古い電話帳を回収させていただき、それを新しい電話帳の原材料とする『電話帳クローズドループリサイクル』の取り組みを行っております。

11月に新しい電話帳をお届けした際には、配達員に今までお使いになつた古い電話帳をお渡しください。ご不在の場合は、後日改めて回収にお伺いいたしますので、お手数ですが左記までご連絡ください。

問い合わせ先 : タウンページセンター

☎ 0120-506-309

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、女性の人権問題解消に向け、全国一斉電話相談の強化週間を実施します。相談は無料で秘密は厳守します。

【実施期間】 11月15日(月)～21日(日)の7日間

【時 間】 午前8時30分～午後7時まで

*土日は午前10時～午後5時まで

【電話番号】 ☎ 0570(070)-810

【内 容】 内容は複数の女性の権利問題を含む。

【問い合わせ先】 高知地方法務局 人権擁護課

☎ 088-822-3503



【内 容】 内容は複数の女性の権利問題を含む。

【問い合わせ先】 高知地方法務局 人権擁護課

☎ 088-822-3503

11月12日(金)～25日(木)は、「女性に対する暴力をなくする運動」の実施期間です(11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」)。暴力は、いかなる場合も、決して許されるものではありません。万が一、あなたが配偶者などから暴力を受けていたときには、一人で悩まずに、女性相談支援センターに相談してみませんか。相談することで問題解決の第一歩を踏み出しましょう。

▼女性相談支援センターの相談電話

☎ 088-823-0783

平日9時～22時 土・日・祝日9時～20時
(年末年始は休みます)

警察では、DVなどの相談を24時間受け付けています。

相談のある方は、最寄りの警察署または警察本部の総合相談係(#9110または☎ 088-823-9110)まで気軽に相談してください。